

## 平成 26 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報の推計方法について

平成 26 年 7 月 29 日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

### 1. 消費税率改定に伴う対応

平成 26 年 4 月の消費税率改定を適切に反映するため、「推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）平成 17 年基準版」（以下「推計手法解説書」という。）に記載されている推計方法に加え、以下の対応を行う。

#### (1) 原系列について

##### 【供給側推計】

以下の対応を平成 26 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報の推計において行う。

推計項目	関連する 最終需要項目	対応
国内総供給	国内家計最終消費支出、総固定資本形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量指数×価格指数を用いて出荷額を推計している品目（推計手法解説書中「参考 4 QE 推計に利用する主な基礎統計」における出荷額推計パターン 3 に相当）において、推計品目が課税対象であるが価格指数に賃金等の非課税系列を用いている場合、当該価格指数に改定後の消費税率を乗じた計数を用いて名目出荷額を推計する。</li> <li>・建設業産出額のうち、付加価値額については、基礎統計に用いている建設業の雇用者報酬（「毎月勤労統計」（厚生労働省）の建設業定期給与（5人以上事務所）×「労働力統計」（総務省）の建設業就業者数）に改定後の消費税率を乗じた計数を用いて推計する。これに、消費税率改定が基礎統計に反映されている資材投入分を合わせることで、税込の建設業産出額を推計する。</li> <li>・通常「生産動態統計」（経済産業省）を用いて推計している品目のうち、紙加工品、化学最終製品、ゴム製品、事務用・サービス用機器、電子・通信機器（一部細品目）及び自動車（一部細品目）については、基礎統計の動きを考慮して、当該品目に相当する「鉱工業指数」（経済産業省）×「企業物価指数」（日本銀行）を用いて出荷額を推計する。</li> <li>・その他、消費税率改定が基礎統計に反映されていない飲食店等の品目について、税率改定を適切に反映させる。</li> </ul>

### 【需要側推計】

以下の対応を、特記ない限り平成 26 年 4-6 月期以降の四半期別 GDP 速報の推計において行う。

需要項目	内訳項目	対応
民間最終消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出	・トレンド推計を行っている中間消費分について、トレンド推計値に消費税率改定分を乗じた値を名目値とする。
民間住宅	-	・基礎統計である「建築物着工統計」（国土交通省）工事費予定額が税抜表示であるため、消費税率 8% に換算した金額を進捗展開して名目値を推計する。その際、経過措置（平成 25 年 9 月以前の着工分は 26 年 4 月以降の引き渡しであっても旧税率が適用される措置）を考慮する。
政府最終消費支出	中間消費、商品・非商品販売（控除項目）	・1 次速報値においてトレンド推計を行っている地方政府分について、トレンド推計値に消費税率改定分を加味した値を名目値とする（平成 26 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）のみ適用）。
公的固定資本形成	-	・基礎統計である「建設総合統計」（国土交通省）のうち建築分は税抜表示であるため、消費税率 8% に換算した金額を用いて名目値を推計する。その際、経過措置（平成 25 年 9 月以前の着工分は 26 年 4 月以降の引き渡しであっても旧税率が適用される措置）を考慮する。なお、「建設総合統計」の土木分は税込表示となっているため、これをそのまま用いて推計する。

### (2) 季節調整について

消費税率改定に伴う駆け込み需要と反動減の影響が季節成分の推定に歪みをもたらさないよう、以下の系列については平成 26 年 1-3 月期に引き続き、同年 4-6 月期においても加法型異常値処理のダミー変数を設定する。

なお、今回の処理は速報段階における暫定的な処理であり、他の需要項目も含めた季節調整モデルの選定については、今後のデータの蓄積を踏まえ、平成 26 年暦年値が確報化される平成 27 年末の国民経済計算確報推計時に行うこととする<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 本年（平成 26 年）末に行う季節調整モデルの選定は、平成 25 暦年までの確報値を用いて行う。

系列（名目及び実質）	X-12-ARIMA における ダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 耐久財、半耐久財、非耐久財、 サービス（除く持ち家の帰属家賃、FISIM）	AO2014.1、AO2014.2

## 2. 企業向けサービス価格指数の平成 22 年基準改定への対応

「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）の平成 22 年基準改定（平成 26 年 6 月 25 日日本銀行公表）について、平成 26 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）から反映する。遡及期間は、現在の確報値以降（平成 24 年 1-3 月期以降）とする。

（以上）